

平成25年度における四国地区の下請法の運用状況等について（概要）

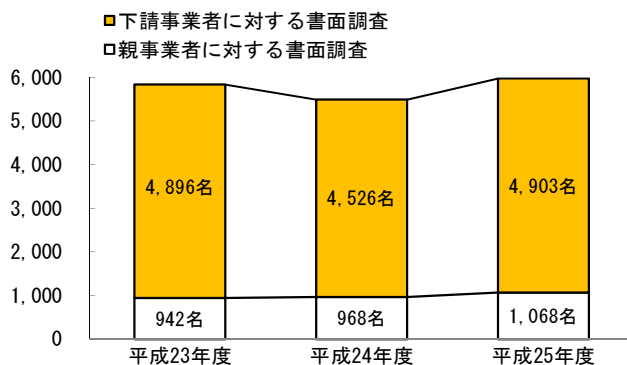
平成26年6月9日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

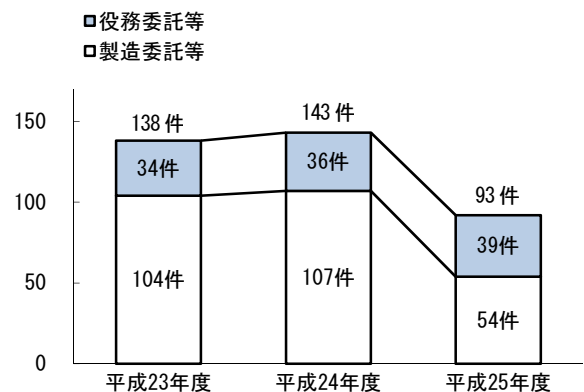
1 書面調査の実施状況

- (1) 親事業者に対する書面調査
1,068名（製造委託等772名，役務委託等296名）
- (2) 下請事業者に対する書面調査
4,903名（製造委託等3,499名，役務委託等1,404名）

書面調査の実施状況



措置件数



2 下請法違反被疑事件の処理状況

- (1) 措置件数93件（前年度比35.0%減）
勧告：1件（役務委託等）
指導：92件（製造委託等54件，役務委託等38件）

- (2) 違反行為の類型別件数^(注)

ア 手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）
102件（製造委託等61件，役務委託等41件）

イ 実体規定違反（下請法第4条違反）
27件（製造委託等12件，役務委託等15件）

＜主な違反行為類型＞

- ① 下請代金の支払遅延（19件）
- ② 割引困難な手形の交付（4件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるので，手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と措置件数とは一致しない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課
電話087-834-1441（直通）
ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

第2 企業間取引の公正化への取組

- 1** 親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。平成25年度は、同講習会を10会場で実施した。
- 2** 毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、四国経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。平成25年度は、同講習会を4県4会場（うち公正取引委員会主催分2県2会場）で実施した。
- 3** 「中小事業者のための移動相談会」を、平成25年度は、1か所で実施した。